

# 福岡県公報

平成十八年三月二十日  
第二千五百十号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第五百五十八号―第五百六十四号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課)

……………一

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課)

……………一

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課)

……………一

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課)

……………一

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課)

……………一

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課)

……………一

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正

(環境保全課)

……………一

○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(教育庁教職員課)

(教育庁スポーツ健康課)

……………一一

## 告 示

福岡県告示第五百五十八号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示

第七百十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、甘木市、杷木町、朝倉町、犀川町、勝山町及び豊津町に係る部分を削り、朝倉市及びみやこ町に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面のうち、朝倉市に係る部分は福岡県環境部環境保全課及び朝倉市役所に、みやこ町に係る部分は福岡県環境部環境保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第五百五十九号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、甘木市、杷木町、朝倉町、犀川町、勝山町及び豊津町に係る部分を削り、朝倉市及びみやこ町に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面のうち、朝倉市に係る部分は福岡県環境部環境保全課及び朝倉市役所に、みやこ町に係る部分は福岡県環境部環境保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第五百六十号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、甘木市、杷木町、朝倉町、犀川町、勝山町及び豊津町に係る部分を削り、朝倉市及びみやこ町に係る部分を次の図面のように定める。

(次の図面は省略し、当該図面のうち、朝倉市に係る部分は福岡県環境部環境保全課及び朝倉市役所に、みやこ町に係る部分は福岡県環境部環境保全課及びみやこ町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第五百六十一号**

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、甘木市、杷木町、朝倉町、犀川町、勝山町及び豊津町に係る部分を削り、朝倉市及びみやこ町に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面のうち、朝倉市に係る部分は福岡県環境部環境保全課及び朝倉市役所に、みやこ町に係る部分は福岡県環境部環境保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第五百六十二号**

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、甘木市、杷木町、朝倉町、犀川町、勝山町及び豊津町に係る部分を削り、朝倉市及びみやこ町に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面のうち、朝倉市に係る部分は福岡県環境部環境保全課及び朝倉市役所に、みやこ町に係る部分は福岡県環境部環境保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第五百六十三号**

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、甘木市、杷木町、朝倉町、犀川町、勝山町及び豊津町に係る部分を削り、朝倉市及びみやこ町に係る部分を次の図面のように定める。

（次の図面は省略し、当該図面のうち、朝倉市に係る部分は福岡県環境部環境保全課及び朝倉市役所に、みやこ町に係る部分は福岡県環境部環境保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第五百六十四号**

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二十日

福岡県知事 麻生 渡

一のイ中、「杷木町、朝倉町」を削り、「犀川町、勝山町、豊津町」を「みやこ町」に、「甘木市」を「朝倉市」に改める。

**教育委員会**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月二十日

福岡県教育委員会

**福岡県教育委員会規則第七号**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和五十三年福岡県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表一の項中「学士若しくは修士の学位を有する旨の証明書又は卒業証明書若しくは在学証明書」を「短期大学士、学士若しくは修士の学位を有する旨の証明書、卒業証明書又は在学証明書」に改める。

第三条の表九の項中

イ 教育職員検定願

ロ 履歴書

ハ 学士の学位を有する旨の証明書又は卒業証明書

を

ニ 実地の経験及び技術に関する証明書（様式第六号）  
 ホ 人物証明書  
 ヘ 身体証明書

イ 教育職員検定額  
 ロ 履歴書  
 ハ 学士の学位を有する旨の証明書又は在学証明書  
 ニ 職業実習に関する学科を専攻した旨の証明書又は受けようとする免許状の実習に係る実業に関する学科（以下「実業に関する学科」という。）を専攻した旨の証明書のうち必要なもの  
 ホ 実地の経験及び技術に関する証明書（様式第六号）  
 ヘ 人物証明書  
 ト 身体証明書

に

改める。

第三条の表十の項中「卒業証明書又は在学証明書」を「短期大学士の学位を有する旨の証明書、卒業証明書又は在学証明書のうち必要なもの及び実業に関する学科を専攻した旨の証明書又は実業に関する学科を修めた旨の証明書のうち必要なもの」に改める。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第3条）

# 教育職員免許状書換願

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

〒  
現住所 (電話 )

その他の  
連絡先 (電話 )

フリガナ  
氏名 ⑩

年 月 日生

下記のとおり、 年 月 日付けで本籍地・氏名を変更しましたので、  
教育職員免許状の書換えをされるようお願いいたします。

## 記

### 1 本籍地・氏名

	本 籍 地	氏 名
変 更 前	県都道府	
変 更 後	県都道府	

### 2 書換えを申請する免許状

免許状の種類	教 科	番 号	授与年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第十号を次のように改める。

様式第10号（第3条）

# 教育職員免許状再交付願

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地

県都道府

〒

現住所

電話

その他の  
連絡先

電話

氏名

印

年 月 日生

下記の教育職員免許状の再交付をお願いします。

なお、再交付を受けた上は、免許状の保管に十分注意することを誓います。

## 記

- 1 再交付の事由（焼失・盗難・風水害・紛失・破損）

具体的な状況

- 2 再交付を申請する免許状

免許状の種類	教科	番号	授与年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号（第8条）

# 教育職員免許状授与証明書交付願

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

本籍地

県都道府

〒

現住所

電話

その他の  
連絡先

電話

フリガナ  
氏名

印

年 月 日生

私は、 のため、下記免許状の授与証明書を必要と  
しますので、交付されるようお願いします。

記

免許状の種類	教科	番号	授与年月日
		番号	年 月 日
		番号	年 月 日
		番号	年 月 日
		番号	年 月 日



様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第8条）

第 号

# 教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者に次の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状の種類

教 科

番 号

根拠規定

授与年月日

年 月 日

福岡県教育委員会 印

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月二十日

福岡県教育委員会

## 福岡県教育委員会規則第八号

福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部を改正する規則

福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「スポーツ健康課長は財団法人福岡県スポーツ振興公社（以下「公社」という。）に対し、生涯学習課長は財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「財団」という。）に対し」を「スポーツ健康課長、九州歴史資料館長及び生涯学習課長は、法第二百四十四条の二第三項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対し」に改める。

第六条第三項中「、公社及び財団は」を「及び指定管理者は」に改める。

## 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市東区箱崎  
株式会社  
川頭六丁目六番四一  
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)